

福岡県
ギャンブル等依存症
対策推進計画

令和5年3月

はじめに

多くの人は公営競技やパチンコをはじめとするギャンブル等を娯楽の一つとして健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことにより、本人およびその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題につながる場合があります。



また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復が十分に可能な病気にもかかわらず、患者本人やその家族が依存症であるという認識を持ちにくいこと、専門の医療機関が偏在していることなどから、必要な支援や治療を受けられていない状況にあります。

このため、県では、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づく、国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、令和2（2020）年に「福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症の知識の普及、相談体制や医療提供体制の整備などに取り組んでまいりました。

このたび、策定から3年を経過し、これまでの取り組みの成果や新たな課題を踏まえ見直しを行いました。今回の見直しでは、新たな目標として、近年増加している公営競技におけるインターネット投票による依存症対策の充実や、ギャンブル等依存症からの回復に関わる相談機関や医療機関、自助グループなどの多機関が連携した支援体制を整備し、より早期に適切な支援につなげることを掲げ、取り組みを進めることとしています。

今後も、ギャンブル等依存症を、患者本人だけでなくその家族にも深刻な影響を及ぼす社会問題ととらえ、関係団体の皆さまと連携を図りながら、ギャンブル等依存症対策を推進してまいります。県民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の見直しに当たり、活発にご議論いただきました福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた皆さまに心から感謝申し上げます。

令和5年3月

福岡県知事 服部 誠太郎

<目次>

1 計画の概要	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の期間	1
(3) 他の計画との関係	1
(4) 計画の推進体制	1
2 ギャンブル等依存症の定義	1
3 これまでの取組の評価	2
4 現状と課題	4
(1) ギャンブル等について	4
(2) ギャンブル等依存症について	7
(3) ギャンブル等依存症と関連する様々な問題について	9
(4) 相談体制について	12
(5) 医療提供体制について	13
(6) 多機関連携の構築について	13
5 基本理念	14
6 重点目標	15
7 具体的な取組	16
8 保健所及び精神保健福祉センター	20
9 依存症専門医療機関	21
10 相談窓口一覧（相談拠点、保健所、民間団体）	22

【参考資料】

ギャンブル等依存症対策基本法	28
ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議	35

本県では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGsの「目標3. すべての人に健康と福祉を」の実現に資するものです。



1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、ギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本県が取り組むギャンブル等依存症対策の基本的な計画として位置付けます。

(2) 計画の期間

令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間とし、取組の進捗状況や社会情勢の変化、国基本計画の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 他の計画との関係

福岡県保健医療計画、福岡県アルコール健康障がい対策推進計画、福岡県自殺対策計画における施策と整合性を図るものとします。

(4) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、警察、学校、司法、事業者、医療機関及び地域の自助グループをはじめとする民間団体などの関係者が連携して対策を推進していくため「福岡県ギャンブル等依存症対策関係機関連携会議」を組織し、本計画の推進に取り組みます。

2 ギャンブル等依存症の定義

基本法第2条において、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

<参考>

○ ギャンブル等依存症の医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には、ICD*1ならびにDSM*2があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。ICD-10での分類では、「病的賭博」に、DSM-5での分類では、「ギャンブル障害（Gambling Disorder）」に位置づけられています。

*1 世界保健機関（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類確立を目指して作成した「国際疾病分類」のこと。

「病的賭博（F63.0）」として、ICD-10での分類に位置づけられ、①持続的に繰り返され

- る賭博、②貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する等に該当する。
- * 2 アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。
- 「ギャンブル障害」として、DSM-5での分類に位置づけられ、①興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求がある、②賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い等、臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動を示す場合が該当する。

3 これまでの取組の評価

令和2（2020）年11月に、福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下、「県計画」という。）を令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を対象期間として策定し、ギャンブル等依存症に対する取組を推進してきました。

県計画では、基本理念として「（1）ギャンブル等依存症の予防、並びに発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を実施すること」、「（2）ギャンブル等依存症である者とその家族が、円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるように総合的な支援を行うこと」及び「（3）多重債務、生活困窮、配偶者等への暴力、児童虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との連携を図ること」を掲げ、2つの重点目標を立て、取組を推進しました。

今回の計画の見直しにあたり、県計画の重点目標について、以下のとおり評価しました。

重点目標（1）

ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防します。

目標内容	実施内容	実績
① ギャンブル等依存症に関する予防教育	高等学校、大学等への啓発資料等を活用した情報提供（各校に年1回以上）	・高等学校、大学、専修学校、特別支援学校（計417校）に啓発冊子を配布し、ギャンブル等依存症の知識の普及や支援情報を周知。
② ギャンブル等依存症に関する普及啓発	講演会等の開催（年1回以上）	・令和2年度、令和3年度の講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施。 ・令和2年度は5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて県庁ロビー展を実施。

重点目標（２）

ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。

目標内容	実施内容	実績
① ギャンブル等依存症に関する相談体制の整備	広報チラシ等を活用し、県内全域の公営競技場、場外発売所、及びぱちんこ営業所において、精神保健福祉センター及び保健所等の相談窓口、自助グループ等の周知を実施。	・公営競技事業所7か所及び遊技業協同組合に相談窓口や自助グループ等の支援情報を提供し、来場者へ周知。
② 医療機関、相談機関における人材の育成	医療機関、相談機関従事者に対する研修会を実施（各々年1回以上）。	・令和3年度から治療拠点機関*1（福岡県立精神医療センター太宰府病院）にて、医療研修を年1回実施。 ・令和2年度は県精神保健福祉センターにて、依存症支援者研修会を年1回実施。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施。）
③ 専門医療機関*2の拡充 治療拠点機関の選定	専門医療機関の拡充及び治療拠点機関の選定を実施。 ＜専門医療機関＞各保健医療圏域に1か所以上選定。 ＜治療拠点機関＞県全域に1か所以上選定。	・専門医療機関の選定に必要な職員の研修受講や回復支援機関との連携構築等について、医療機関に働きかけ新規の専門医療機関を確保（13医療機関→15医療機関へ拡充）。 ・令和2年11月に福岡県立精神医療センター太宰府病院を治療拠点機関に選定。

*1 治療拠点機関：専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、依存症に関する取組の情報発信や医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施する医療機関。

*2 専門医療機関：国の基準に基づき県が選定する、ギャンブル等依存症、アルコール健康障がい、薬物依存症を対象とした専門治療を行う医療機関。

これまで、知識の普及啓発や医療体制の構築に取り組んできましたが、今後も県民がより身近な場所で、相談、治療、回復、社会復帰まで切れ目のない支援を受けられるよう、引き続き取組を推進する必要があります。

4 現状と課題

(1) ギャンブル等について

【現状】

(ア) 公営競技の現状

県内においては、競馬（小倉）、競輪（小倉、久留米）、オートレース（飯塚）、モーターボート競走（若松、芦屋、福岡）の公営競技場があります。

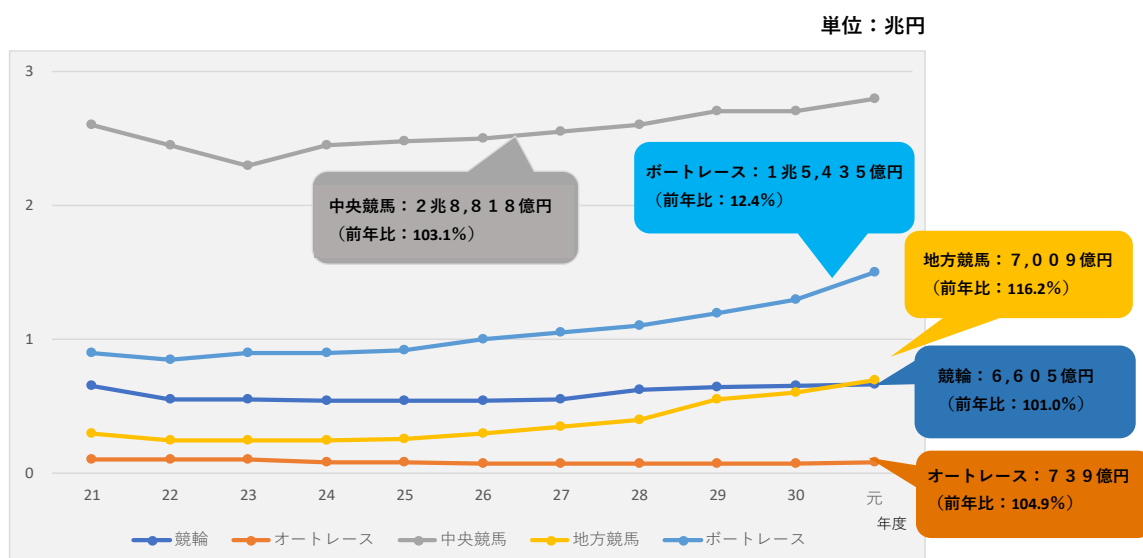
公営競技は、その場に行かなくても地方の場外発売所やインターネットにより、全国どこからでも投票券を購入できるため、引き続き売上の増加傾向がみられます。

公営競技は、20歳未満の者の投票券の購入を禁止しています。

(図表1) 全国及び県内の競技場の数（うち場外発売所数）

競技	全国	福岡県	全国に占める割合
中央競馬 JRA (R3.7月現在)	105 (95)	2 (1)	1.90%
地方競馬 (R4.4月現在)	99 (82)	1 (1)	1.01%
競輪 (R4.4月現在)	115 (72)	6 (4)	5.22%
オートレース (R4.4月現在)	39 (34)	2 (1)	5.13%
モーターボート競走 (R4.4月現在)	105 (81)	6 (3)	5.71%

(図表2) 全国の5公営競技の売上推移

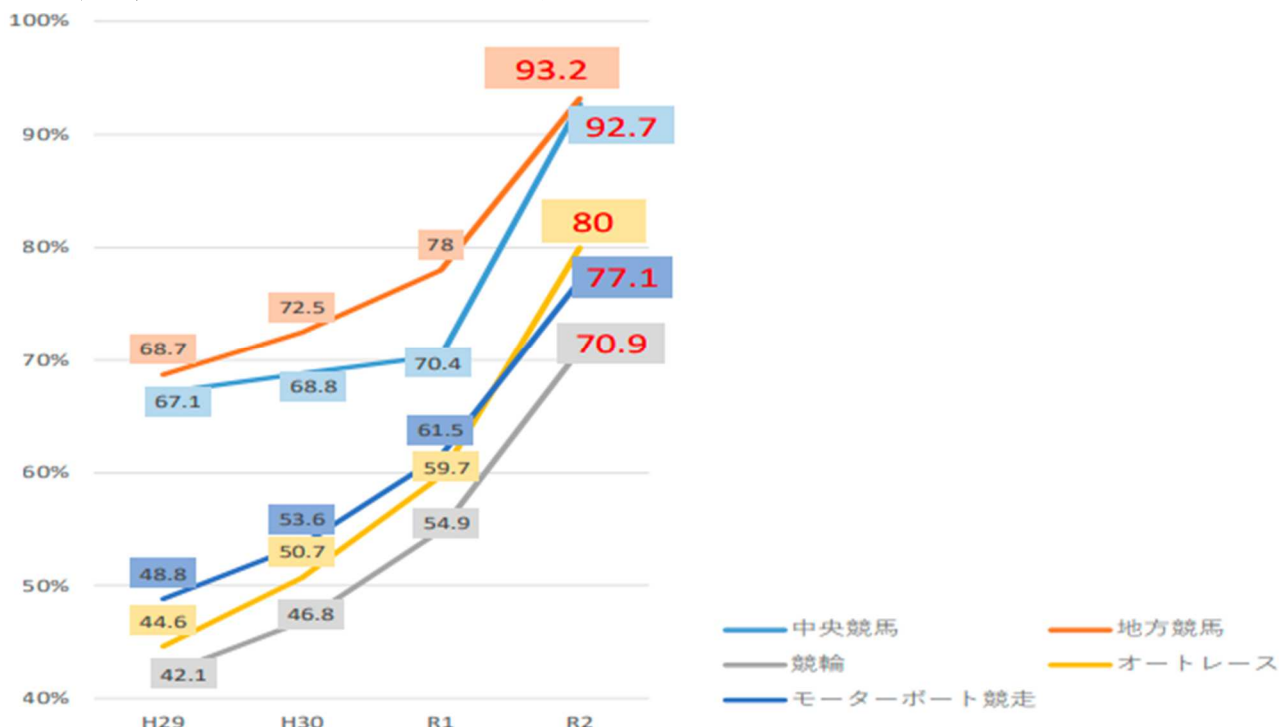


資料：経済産業省製造産業局車両室（H30.5.14）及び各公営競技事業者の公表データよりグラフ化

(イ) 公営競技におけるインターネット投票の利用について

各公営競技において、売上に占めるインターネット投票の割合は、平成 29 年から比較すると年々増加傾向にあり、令和 2 年から急増しています。公営競技主催者は、インターネット投票におけるアクセス制限について、ギャンブル等依存症である者又はその家族からの申告に基づき利用停止措置を実施しています。また、インターネット投票のログイン画面においては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起の表示や相談窓口の案内を掲載しています。

(図表 3) 全国の売上に占めるインターネット投票割合



資料：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局説明会資料より (R4. 4)

(図表 4) インターネット投票会員増加率 (対前事業年度比)

	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走
R1	+6%	+19%	+31%	+42%	+20%
R2	+13%	+23%	+48%	+24%	+21%

資料：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局説明会資料より (R4. 4)

(ウ) ぱちんこ等遊技の現状

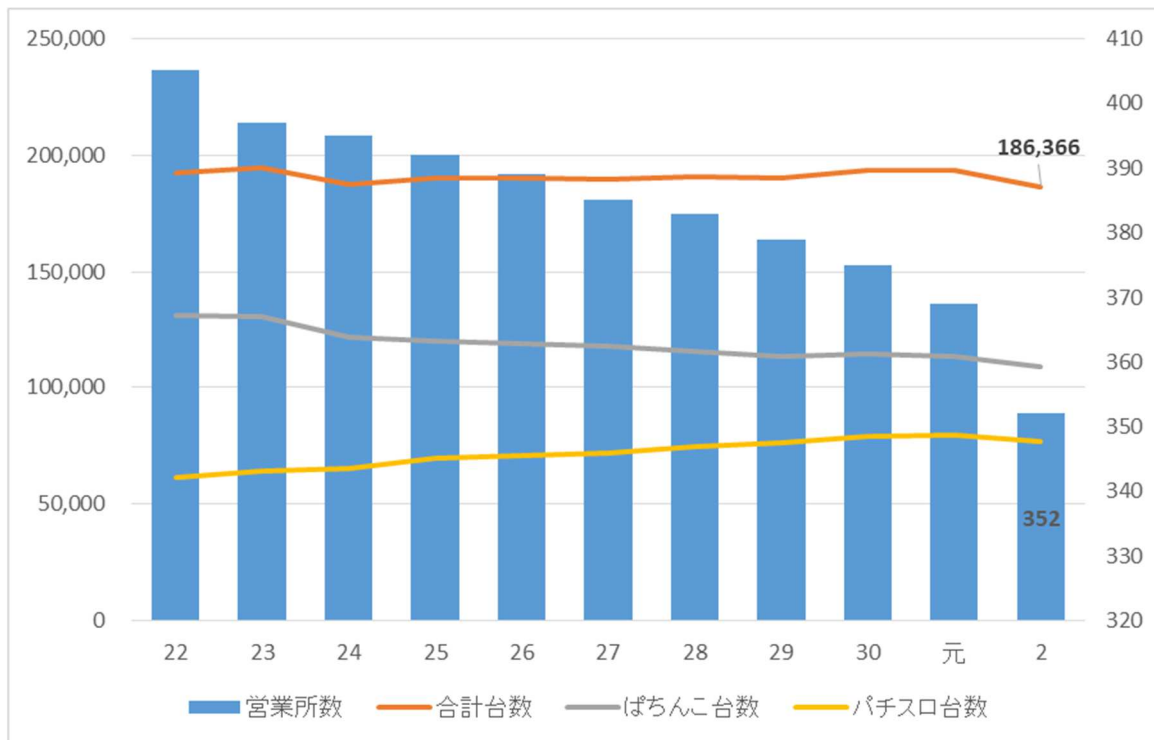
県内のぱちんこ営業所は、令和3年7月末日時点では303か所、遊技機の設置台数は、ぱちんこ・パチスロを合わせて18万台余となっています。

ぱちんこ営業所は18歳未満の者の立入りを禁止しています。

(図表5) ぱちんこ営業所及び遊技機設置台数の年次推移

(単位：台)

(単位：ヶ所)



資料：福岡県遊技業協同組合総会資料よりグラフ化

【課題】

公営競技主催者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限、不適切なギャンブル等について対策を講ずる必要があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較し、インターネット投票が急増しているため、依存症予防の点から対策が必要です。

(2) ギャンブル等依存症について

【現状】

(ア) ギャンブル等依存症が疑われる者の状況

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」（令和2年度依存症に関する調査研究事業報告書）のうち、「調査A ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」によると、「過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（SOGS5点以上）の割合〔年齢調整後〕」は、2.2%と推測しており、福岡県の人口（令和2年国勢調査）で換算すると、約7万6千人となります。

（図表6）【ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査（令和3年8月公表）】

	令和2年度 依存症に関する調査研究事業報告書		
研究実施主体	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター		
調査方法	自記式調査		
対象者の選択方法	全国の市町村300地点に在住する満18歳以上75歳未満の一般住民より、層化二段無作為抽出法を用いて抽出		
調査対象者数	17,955名		
有効回答者数	8,223名（回答率46.7%）		
依存が疑われる者（SOGS（※1）5点以上、過去1年以内）	推計値	2.2%（1.9～2.5%） （※2）	（175.6名/7,985名） （※3）

（※1）SOGS（The South Oaks Gambling Screen）は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。12項目（20点満点）の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合に依存症の疑いありとされる。

（※2）（ ）内は95%信頼区間：同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間

（※3）数値は年齢調整後の値

（図表7）過去1年間で最もお金を使ったギャンブルの種類（SOGS5点以上の者）〈単位：人〉

ギャンブル種	男性	女性	男女合計
パチンコ	45(34.6%)	15(60.0%)	60(38.7%)
パチスロ	46(35.4%)	4(16.0%)	50(32.3%)
競馬	16(12.3%)	1(4.0%)	17(11.0%)
宝くじ(ロト・ナンバーズ等も含む)	7(5.4%)	4(16.0%)	11(7.1%)
その他	16(12.3%)	1(4.0%)	17(11.0%)
全体	130(100%)	25(100%)	155(100%)

※その他は、競輪、競艇、オートレース、サッカーくじ、証券の信用取引、先物取引市場への投資、FX、公営ギャンブルを除くインターネットを使ったギャンブル、海外のカジノなど。

資料：令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書 調査A「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」より

過去1年間に最もお金を使ったギャンブル等の種類は、男性ではパチスロ(35.4%)、パチンコ(34.6%)、競馬(12.3%)の順、女性ではパチンコ(60.0%)、パチスロ(16.0%)、宝くじ(ロト・ナンバーズ等も含む)(16.0%)の順で割合が高くなっています。

(イ) 県内の専門医療機関における受診等の状況

令和3年度における県内の専門医療機関を受診したギャンブル等依存症患者数は、外来286人、入院29人であり、(ア)で述べたギャンブル等依存症が疑われる者の推計値と比較すると大幅に少ない人数となっています。

(図表8) 県内の専門医療機関の受診者数 (単位:人)

ギャンブル	平成31(令和元)年度		令和2年度		令和3年度	
	外来※1	入院※2	外来※1	入院※2	外来※1	入院※2
福岡県 ()はうち新規患者数	309 (171)	42 (32)	335 (149)	43 (29)	286 (116)	29 (20)

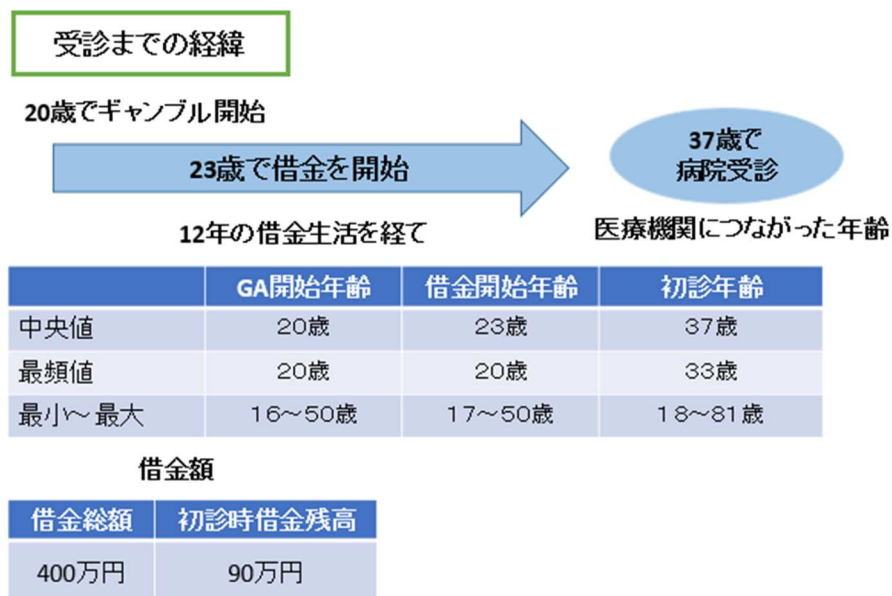
※1 ギャンブル等依存症の外来診療をしている専門医療機関・治療拠点機関を受診した患者数(実人数)

※2 ギャンブル等依存症の入院診療をしている専門医療機関・治療拠点機関の入院患者数(実人数)

資料: 県内の専門医療機関診療実績(令和元~令和3年度)より

福岡市内の専門医療機関において、平成28年8月から令和元年7月までの間、病的賭博の診断を受けた全患者数111名の受診までの経緯を分析すると、ギャンブル等の開始年齢が平均20歳と若い一方で、医療機関を受診するまでには、相当の期間を要しています。

(図表9) 病的賭博の診断を受けた全患者数111名の受診までの経緯



資料: 福岡市内の専門医療機関における診療実績(平成28年8月~令和元年7月)より

【課題】

ギャンブル等の開始年齢は20歳前後が多くなっているため、高校生や大学生、新社会人となる時期からの働きかけが重要です。

ギャンブル等依存症を予防するため、特に若年層に対する正しい知識の普及を引き続き促進することが必要です。

また、親や家族に対しても、依存症の適切な対応を周知する必要があります。

本県のギャンブル等依存症が疑われる者の推計は約7万6千人ですが、令和3年度の依存症専門医療機関における外来患者数は286人、入院患者数は29人となっており、専門治療につながっていないギャンブル等依存症が疑われる者は多いと推測されます。ギャンブル等にのめり込んでいる状況にある本人・家族が専門医療機関につながりやすい環境整備が必要です。

(3) ギャンブル等依存症と関連する様々な問題について

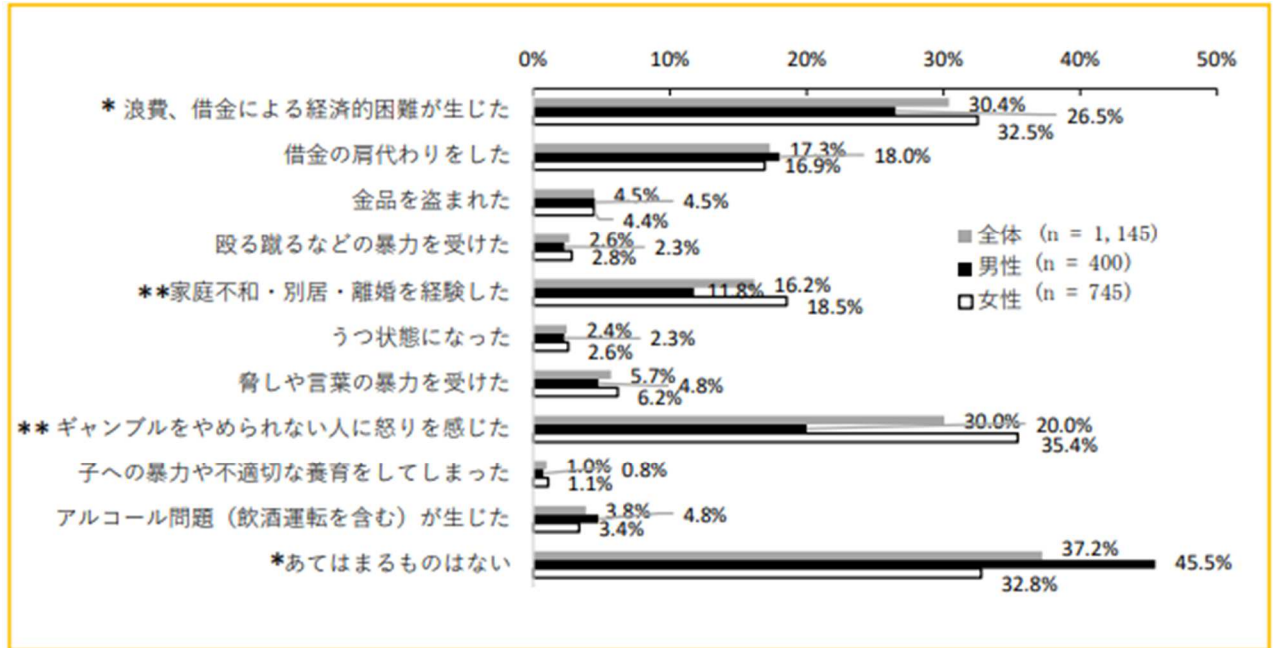
【現状】

一般的に、ギャンブル等依存症になると多重債務や生活困窮などの様々な問題を生じる恐れがあります。いずれも患者本人だけでなく、家族をはじめとする周囲に深刻な悪影響を与えます。

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査(令和2年度依存症に関する調査研究事業報告書)」のうち、「調査A ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」では、家族や重要な他者のギャンブル問題とその影響によって、「浪費、借金による経済的困難が生じた」「ギャンブル等をやめられない人に怒りを感じた」「家庭不和・別居・離婚を経験した」と回答した割合が有意に高くなっています。一方、K6(うつ、不安のスクリーニングテスト)を用いて比較したところ、ギャンブル等依存症が疑われる者(SOGS 5点以上)は、5点未満の者と比べて有意に抑うつ・不安が強いことが示されました。また、これまでの希死念慮や自殺企図の経験割合等についても、SOGS 5点以上の割合が高くなっています。

このため、患者本人や家族に、精神的な問題や日常生活、家庭生活、社会生活における様々な問題がある場合、背景にギャンブル等依存症に関する問題がないか確認し、重症となる前に、早期に適切な相談や支援につなげる必要があります。

(図表 10) 家庭や重要な他者のギャンブル問題から受けた影響 (複数回答)



家族や重要な他者にギャンブル問題がある (あった) と回答した者が集計対象 (N=1,145) * p<.05, **p<.01

資料: 令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書 調査A「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」より

(図表 11) ギャンブル等依存症とうつ、不安の関連

		K6				全体
		0~4点** 問題なし	5~9点* 何らかのうつ・ 不安の問題があ る可能性	10~12点* うつ・不安障害 が疑われる	13点以上** 重度のうつ・不 安障害が疑われ る	
SO GS 得点	5点 未満	5,327 (71.2%)	1,360 (18.2%)	402 (5.4%)	399 (5.3%)	7,488 (100%)
	5点 以上	76 (48.4%)	40 (25.5%)	15 (9.6%)	26 (16.6%)	157 (100%)
	全体	5,403 (70.7%)	1,400 (18.3%)	417 (5.5%)	425 (5.6%)	7,645 (100%)

* p<.05, **p<.01

(図表 12) ギャンブル等依存と自殺、喫煙、飲酒問題、小児期逆境体験※の関連

		希死念慮 (生涯) あり	自殺企図 (生涯) あり	現在喫煙 している	飲酒問題 あり	小児期逆境 体験あり
SO GS 得点	5点 未満	1,600 (22.2%)	208 (2.8%)	1,299 (16.8%)	2,267 (31.4%)	1,834 (24.8%)
	5点 以上	63 (39.9%)	9 (5.6%)	80 (49.1%)	61 (38.6%)	56 (34.8%)
	全体	1,663 (22.6%)	217 (2.8%)	1,379 (17.5%)	2,328 (31.6%)	1,890 (25.0%)

※ 18歳までに経験した逆境的体験(被虐待体験、精神疾患のある人との同居、両親の離婚など)のこと。
注) 括弧内は、SOGS得点区分ごとに、対象者総数に占める各ギャンブル関連問題ありの回答者の割合

資料: 令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書 調査A「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」より

【ギャンブル等依存症によって生じる恐れがある様々な問題】

① 多重債務

賭け金を確保するために、借金を重ねることで多重債務を抱えることとなる場合があります。

② 生活困窮

賭け金を確保するために、生活費を使い込むことで生活困窮に陥る場合があります。

③ 配偶者等への暴力（DV）、児童虐待

賭け金を確保するために、家族など大切な人の信頼を裏切ったり、家族に対する身体的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもに必要な教育を受けさせないといった虐待を行うなど、家庭問題に発展する場合があります。

④ 犯罪

賭け金の確保を目的とした、窃盗（家庭内での窃盗も含む）、詐欺等の犯罪に至る事例も見受けられます。

⑤ 自殺

ギャンブル等による金銭問題や健康状態の悪化、家族・友人との不和など様々な要因によって精神的に追い込まれ、自殺に至るケースがあります。

また、国の自殺総合対策大綱では、うつ病、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策を推進し、「適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」ことが重点施策とされています。

【課題】

ギャンブル等に依存することで生じる様々な問題を契機に、ギャンブル等依存症が発見されるケースも多く見られます。

これらのことから、関係機関が連携し、早期発見から効果的な治療につなげる仕組みづくりが求められます。

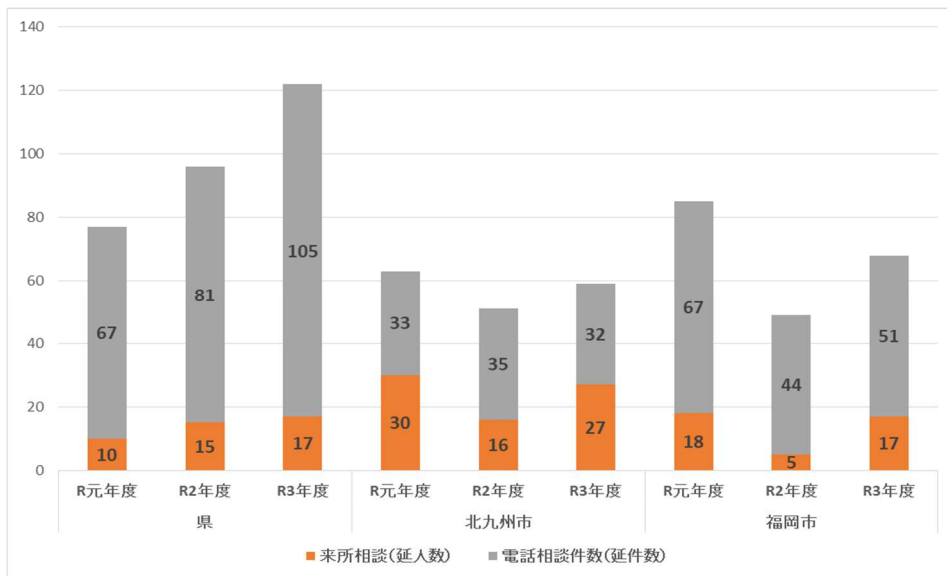
(4) 相談体制について

【現状】

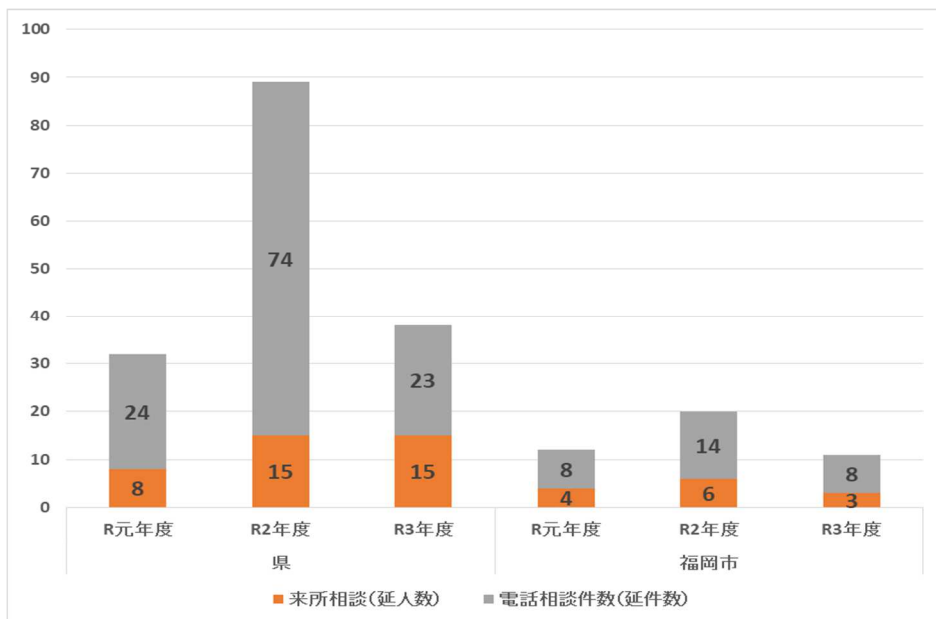
福岡県域に関しては、福岡県精神保健福祉センター、政令市管内に関しては、北九州市立精神保健福祉センター及び福岡市精神保健福祉センターが、本人や家族からの相談に応じる、相談支援拠点施設に指定されています。

これらのセンターのほか、各保健所では、本人や家族からの相談に、電話や来所、訪問等に対応しています。令和3年度のギャンブル等依存症に関する相談件数は、上記のセンターで249件、各保健所で49件となっています。

(図表 13) 各精神保健福祉センターにおける相談状況



(図表 14) 各保健所における相談状況



※北九州市：令和元年度から精神保健センターでのみ相談受付

【課題】

本人や家族からの相談は増加傾向にあるため、相談体制の充実が必要です。

ギャンブル等依存症は回復が十分に可能であることを、相談に対応する支援者が、十分に認識した上で、本人や家族の状況に応じ、最も適切な支援方法を提案できるような人材育成に取り組む必要があります。

(5) 医療提供体制について

【現状】

ギャンブル等依存症治療拠点機関として、福岡県立精神医療センター太宰府病院を選定し医療研修を行っています。また、県内には、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている医療機関のうち、国が定める基準を満たす医療機関であるギャンブル等依存症専門医療機関が、現在 15 か所あります。

【課題】

専門医療機関が未選定の 5 つの保健医療圏域において専門医療機関の設置と、適切な医療の提供を行うため、医療従事者の診療の質の向上が求められます。

(6) 多機関連携の構築について

【現状】

自助グループをはじめとする民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っており、県内各地域で活動しています。

自助グループをはじめとする民間団体には、ギャンブル等依存症からの回復を目指す本人が集う「ギャンブラーズ・アノニマス (GA)」や、ギャンブルの問題で影響を受けた家族や友人のための集まりである「ギャマノン (GAM-ANON)」があり、自分の考えや思い等を述べ、互いの話を聞き、経験を共有するミーティングを開催しています。

「全国ギャンブル依存症家族の会福岡」や「ギャンブル依存症を考える会福岡」では、本人や家族等の相談を受け必要な情報を提供し、自助グループ、医療、行政、回復施設等と連携しながら、問題解決までの寄り添い型伴走支援を行っています。その他、依存症に関する知識の啓発や予防教育も行っています。

また、ギャンブル等依存症からの回復と自立を支援する「ジャパンマック福岡」等の施設も設置されており、依存症者の自立訓練（生活訓練）や就労支援・共同生活援助などを通じて依存症からの回復を支えています。

【課題】

地域における相談機関や専門医療機関、自助グループなど個々の体制整備は進んでいますが、早期に適切な支援を行うために、回復につながった成功事例を共有するなど、多機関が連携した支援の充実が求められます。

5 基本理念

- ギャンブル等依存症の予防、並びに発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を実施します。
- ギャンブル等依存症である者とその家族が、円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるように総合的な支援を行います。
- 多重債務、生活困窮、配偶者等への暴力、児童虐待、犯罪、自殺等の関連問題に関する施策との連携を図ります。

6 重点目標

重点目標 1 ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防します。

目標内容	実施内容
(1) 若年層に対する正しい知識の普及	①高等学校、大学等に対する啓発資料の提供及び活用の促進 ②親や家族に対するギャンブル等依存症への適切な対応の周知
(2) 一般県民向け普及啓発	①県の広告媒体を用いた普及啓発 ②講演会の開催
(3) 不適切なギャンブル等の防止	①インターネット投票における依存症対策の充実

重点目標 2 ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、相談、治療、回復支援、再発防止に至る切れ目ない支援体制を整備します。

目標内容	実施内容
(1) 相談体制の充実	①行政、公営競技主催者及び自助グループ等民間団体による相談窓口の設置及び周知 ②相談に対応する人材の育成
(2) 医療提供体制の充実	①各保健医療圏域に1か所以上の専門医療機関の選定及び周知 ②医療従事者の診療の質の向上
(3) 多機関連携の構築	①相談から必要な支援につなげる体制の整備 ②福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議を活用した連携の構築

7 具体的な取組

重点目標 1 ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防します。

(1) 若年層に対する正しい知識の普及

① 高等学校、大学等における教育の推進

ア ギャンブル等依存症に関する健康教育を行います。

イ 学習指導要領の改訂を踏まえ、学校教育においてギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的に平成 30 年度に文部科学省が作成した教師用指導参考資料について周知し、活用を促します。

ウ 成年年齢が引き下げられたことに伴い、18 歳、19 歳の若年者が一人で有効な契約を交わすことができるため、高校生等を対象に学校と連携し、契約の基本や家計管理などの実践的な消費者教育を行います。

エ 学校関係者、教員等を対象としたギャンブル等依存症に関する講話等を行います。

オ 大学及び専修学校の入学オリエンテーションなどにおいて、ギャンブル等依存症による健康や生活への影響について正しい理解の啓発を促進します。

② 家庭における啓発の推進

ア 本人の金銭管理や借金整理の対応について、親や家族も共有することで、依存症の適切な対応を周知します。

イ ギャンブル等依存症の防止及び保護者自身が依存症になった場合の子どもに与える影響について、啓発資料の作成・配布などによって周知を図ります。

(2) 一般県民向け普及啓発

① ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発

ア 県民がギャンブル等依存症に関心を持ち、ギャンブル等依存症が、自分の意志ではやめられない脳の病気であることなどについて正しく理解してもらうため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年 5 月 14 日から 20 日）等の機会を通して、講演会の開催、啓発資材の作成・配布等によって周知を図ります。

イ 家族等が、患者本人に対し適切に対応できるよう、また早期に相談支援につながるようリーフレットを作成し、会議や研修会の機会を通じ啓

発するとともに相談対応を行う担当者等に配布します。

ウ ギャンブル等依存症を解説したリーフレットを公営競技場やぱちんこ営業所の来場者等に配布します。

② 職場教育の推進

企業、団体の職員、特に新たに社会人となった若い世代に対してギャンブル等依存症に関する正しい知識についての教育、啓発を促進します。

(3) 不適切なギャンブル等の防止

① 射幸心をあおるものにならないよう、広告・宣伝に関する指針等に沿った広告・宣伝となるよう働きかけます。

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 16 条に基づき、ぱちんこ業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝が行われないう指導を行います。

③ 公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所のホームページ等で、のめり込み防止に関しての注意喚起を行います。

④ 公営競技場及びぱちんこ営業所においては、入場年齢について、広報活動（新聞、雑誌、公共交通機関等での広告、パンフレット、テレビコマーシャル等）において注意喚起し、周知を行います。また、警備員、従業員の巡回、監視カメラ等により、入場年齢に満たないと思われる者が入場していることを確認した場合は、声掛けや年齢確認、保護者同伴の確認を実施します。

⑤ 公営競技場及び場外発売所においては、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討し、随時導入します。

⑥ 患者本人又はその家族からの申告に基づき、公営競技場やぱちんこ営業所への入場制限を行います。

⑦ ぱちんこ営業所においては、1日の遊技使用上限金額を自らが申告し、上限に達した場合、従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」のほか、「利用者の同意を得た家族申告プログラム」のさらなる周知を図るとともに、令和6年までにチェーン店において一斉申告を可能とする手続ガイドを作成します。

⑧ のめり込み防止のため、公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所に設置している ATM 等については、順次撤去等を推進します。

⑨ 公営競技場等の従業員の人材育成の一環として、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や「のめり込み防止」の声掛けを実施するために研修を行います。

重点目標 2 ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、相談、治療、回復支援、再発防止に至る切れ目ない支援体制を整備します。

(1) 相談体制の充実

- ① 精神保健福祉センターに依存症専門相談員を配置し、県内の相談支援体制の整備を図ります。
- ② 保健所や市町村、関係機関に対し、ギャンブル等依存症である者が適切な治療や支援により回復できることを認識した上で、本人やその家族のニーズに合わせた回復支援の方法を確実につなげられるように、相談支援を行う人材の育成を図るため、依存症支援者研修を行います。
- ③ ギャンブル等依存症である者及びその家族を対象に電話や来所相談を実施します。また、相談者の状況に応じた回復支援の方法を提案し、医療機関や自助グループ、家族の会、回復施設、債務整理機関等を含めて、適切な関係機関が連携して支援に取り組めます。
- ④ ギャンブル等依存症問題の早期発見・早期介入のため、県民や事業者に対する研修会等の機会にギャンブル等依存症のセルフチェックシートについて周知します。
- ⑤ 家庭内のあらゆる問題の背景にギャンブル等依存症に関する問題がないか早期発見、早期介入を行うため、相談支援者に対し、ギャンブル等依存症相談対応マニュアル(令和2年3月消費者庁・金融庁作成)を活用し、適切な対応を周知します。
- ⑥ 相談先や自助グループをはじめとする民間団体等のリーフレット等を作成し、公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所に対し配布します。
- ⑦ 公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所においては、ホームページや広報誌等を活用し、相談窓口や自助グループをはじめとする民間団体等の周知を行います。
- ⑧ 公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所においては、相談窓口を設置し、当該相談先の告知ポスターを施設内に掲示するとともに、ホームページで周知します。
- ⑨ ぱちんこ営業所においては「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、依存症防止対策の強化を図ります。
- ⑩ 公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所においては、ギャンブル等依存症に関する知識を有する人材を育成し、ギャンブル等依存症に関する相談があった場合に、円滑に対応できるよう従業員の研修を実施します。

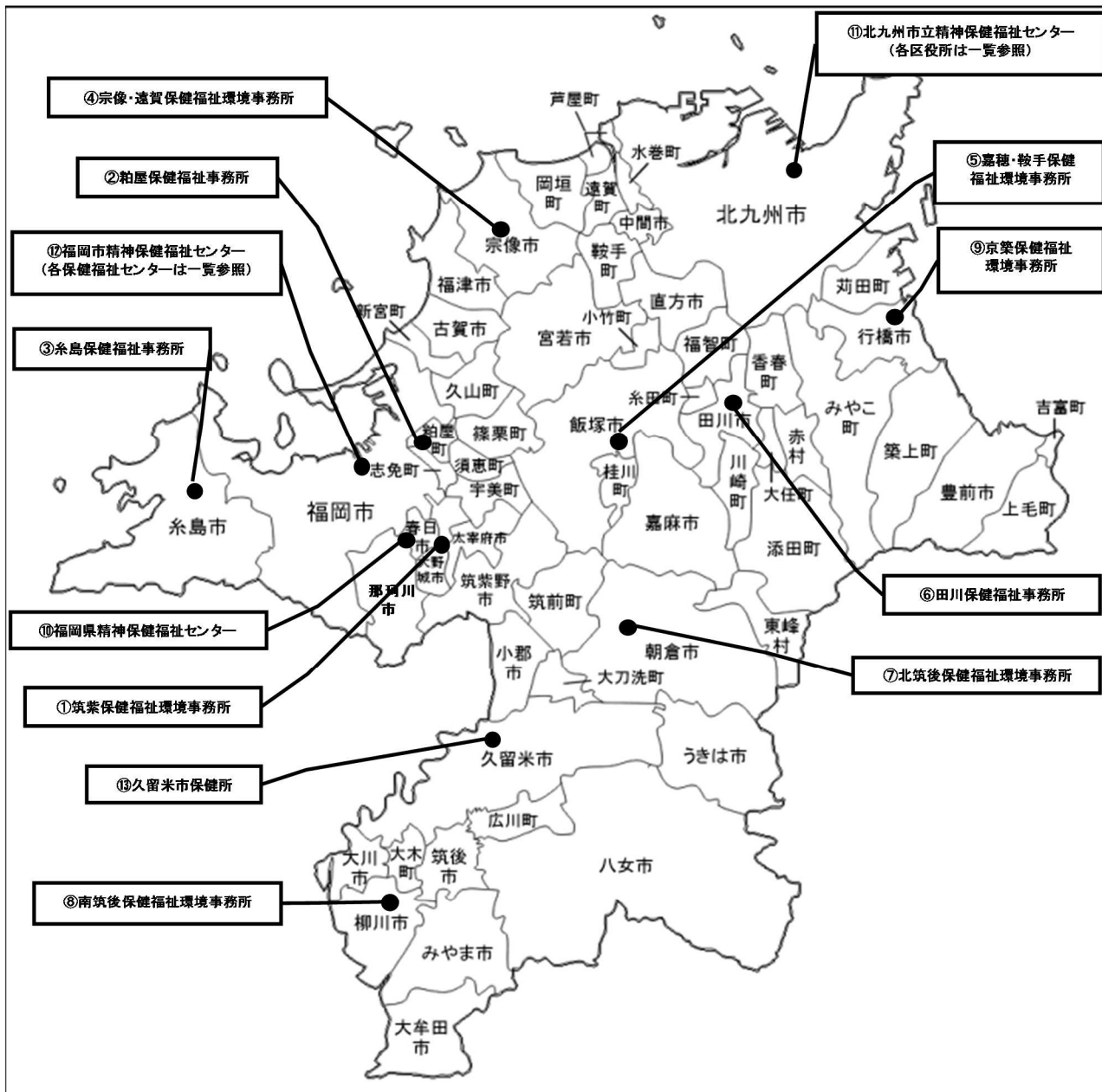
(2) 医療提供体制の充実

- ① 各保健医療圏域に1か所以上の専門医療機関を選定します。
- ② 治療拠点機関による医療従事者への研修を実施し、診療の質の向上及び医療機関の連携を図ります。
- ③ 県民が受診しやすい環境をつくるため、専門医療機関について、ホームページ等を用いて周知を図ります。

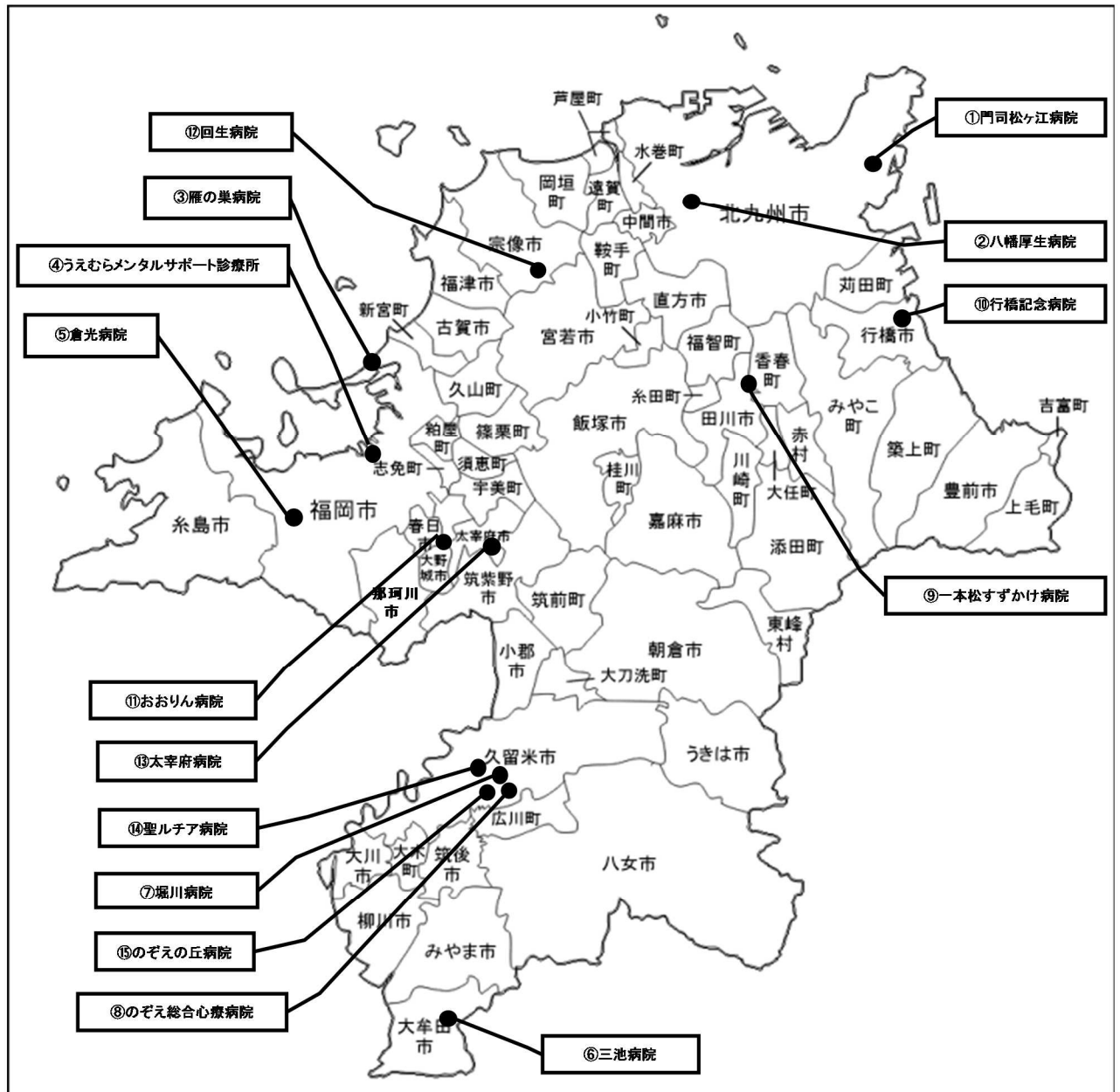
(3) 多機関連携の構築

- ① 自助グループをはじめとする民間団体においては、ギャンブル等依存症に関する正しい情報を社会全体に啓発し、ギャンブル等依存症に対する理解を促し、早期発見・早期治療につなげます。
- ② 精神保健福祉センターにおいては、依存症回復支援プログラムを実施し、必要に応じ、医療機関や自助グループをはじめとする民間団体を紹介します。
- ③ 多重債務や生活困窮等の支援を提供するなかで、適宜、必要と思われる機関につながります。
- ④ ギャンブル等依存症患者の就業にあたって、医療機関の受診や、自助グループへの参加ができるよう、ハローワーク等と連携し、雇用主に対する理解を促進します。
- ⑤ ギャンブル等依存症患者及び家族に対し、相談に合わせた回復支援の方法を提示するなど、回復に向けた情報提供や相談支援を確実に行います。
- ⑥ ギャンブル等依存症からの回復には、自助グループの活動等に継続して参加することが必要なため、自助グループをはじめとする民間団体の活動等を支援します。
- ⑦ ギャンブル等依存症関連問題に関する啓発の取組みをより効果的に推進するため、自助グループをはじめとする民間団体と連携し、地域連携の強化を図ります。
- ⑧ 相談から治療、回復支援まで円滑につなげることができるよう、行政、医療機関、家族会及び回復施設等関係機関が参加する連携会議を活用し、国の調査研究の普及や実態調査の結果をもとに本県の現状分析などに努め、情報共有を行います。

8 保健所及び精神保健福祉センター



9 依存症専門医療機関



10 相談窓口一覧（相談拠点、保健所、民間団体）

（1）依存症相談拠点

名称	電話番号
福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500
北九州市立精神保健福祉センター	093-522-8729
福岡市精神保健福祉センター	092-737-8829

（2）保健所

名称	電話番号	管轄地域
筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5585	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
粕屋保健福祉事務所	092-939-1185	古賀市、粕屋郡
糸島保健福祉事務所	092-322-3326	糸島市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2473	宗像市、福津市、中間市、遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4875	直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡
田川保健福祉事務所	0947-42-9307	田川市、田川郡
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-3965	朝倉市、朝倉郡、小郡市、うきは市、三井郡
南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2176	大牟田市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、みやま市、八女郡、三潞郡
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2966	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
久留米市保健所	0942-30-9728	久留米市
東区保健福祉センター	092-645-1079	福岡市東区
博多区保健福祉センター	092-419-1092	福岡市博多区
中央区保健福祉センター	092-761-7339	福岡市中央区
南区保健福祉センター	092-559-5118	福岡市南区
城南区保健福祉センター	092-831-4209	福岡市城南区
早良区保健福祉センター	092-851-6015	福岡市早良区
西区保健福祉センター	092-895-7074	福岡市西区

(3) 民間団体

全国ギャンブル依存症家族の会福岡

- 【目的】 ギャンブル依存症の家族が抱える問題を広く知ってもらうことを目的として、啓発活動、情報提供などの活動している。
- 【内容】 同じ悩みを抱える人と苦しみを分かち合い、解決に向けて知恵を出し合う。
ギャンブル依存症の家族同士が抱える同じ悩み、苦しみを分かち合い、様々な経験を通じた具体的な解決策を伴走型支援としてサポートします。

対象	活動内容		連絡先
	日時	会場(住所)	
・ご家族のギャンブルなどの問題で困っている方 ・ご家族が現在、依存症回復施設に入寮されている方 ・これから依存症回復施設の入寮を考えている方 ・ギャンブル依存症について詳しく知りたい方 どなたでも参加できる	毎月1回	久留米シティプラザ (久留米市六ツ門町8-1)	NPO 法人「全国ギャンブル依存症家族の会」 〒162-0805 東京都新宿区矢来町 131 番地 [TEL] 090-2713-1684 [FAX] 047-381-4123 [メール] gdfam.fukuoka@gmail.com [HP] http://www.gdfam.org/

ギャンブル依存症問題を考える会福岡

- 【目的】 ギャンブル依存症に関する正しい知識の啓発。当事者・家族に向けた情報提供、支援。青少年や社会に向けた予防教育の実施。支援者同士の連携づくり。
- 【内容】 ①ギャンブル依存症基礎講座②ギャンブル依存症罹患者の家族相談会③ギャンブル依存症にかかる啓もう・啓発活動④ギャンブル依存症コールセンターの設置 5 ギャンブル依存症に関する研究、出版物の発刊、啓発動画の制作、ポータルサイトの作成・運営

対象	団体概要		連絡先
	沿革	活動実績	
当事者・家族に限らず、広く一般	2014年2月設立 4月一般社団法人 2018年3月公益社団法人認定 本部:東京 支部:20	開催県:32都府県 家族相談会:90会場 基礎講座:8会場 啓発セミナー:66会場	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 〒104-0033 東京都中央区新川1-21-1 茅場町タワーレジデンス 1909号室 [TEL] 03-3555-1725 (相談専用)070-4501-9625 [FAX] 03-6280-5833 [HP] https://scga.jp/

ジャパンマック福岡

- 【目的】 アルコールやギャンブル依存症の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症、アダルトチャイルドの回復のお手伝いもいたします。また、ご家族の方の相談も受け付けています。
- 【内容】 (1) 12ステップを中心としたミーティング
(2) 生活訓練—清掃や調理実習など
(3) 12ステップグループのセミナー等への参加

対象	活動内容		連絡先
	日時	会場(住所)	
アルコール依存症やギャンブル依存症本人の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症などの本人、アダルトチャイルドで、依存症からの回復への意欲のある方	年中無休	ジャパンマック福岡施設内 [住所] 福岡市博多区堅粕3-19-19	[TEL] 092-292-0182 [FAX] 092-292-0183 [メール] macfukuoka@japanmac.or.jp [HP] http://japanmac.or.jp/jmacfukuoka/

地域活動支援センター 北九州マック

【目的】 アルコールやギャンブル依存症の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症、アダルトチャイルドの回復のお手伝いもいたします。また、ご家族の方の相談も受け付けています。

【内容】 (1) 12ステップを中心としたミーティング
(2) 生活訓練—清掃や調理実習など
(3) 12ステップグループのセミナー等への参加

対象	活動内容		連絡先
	日時	会場(住所)	
アルコール依存症やギャンブル依存症本人の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症など本人、アダルトチャイルドで、依存症からの回復への意欲のある方	年中無休	北九州マック施設内 [住所] 北九州市小倉北区 大手町 6-27 管工事協同組合ビル 3F	[TEL] 093-967-7691 [FAX] 093-967-7692 [メール] c.kitakyushu@japanmac.or.jp [HP] http://japanmac.or.jp/kitakyushumac/

GA (ギャンブラーズ・アノニマス)

【目的】 経験と力と希望を分かち合って共通の問題を解決し、ギャンブル依存症からの回復を目指す。

【内容】 12ステップを使ったミーティング(オープン)(言いつばなし、聞きつばなし)。ギャンブル以外の依存症で悩んでいる方の参加も可能なグループもある。
(※会場は場所を借りているのみであり、会場へ直接問い合わせることは不可。)

対象	グループ	ミーティング日時/場所	連絡先
※オープンミーティングにはどなたでも参加していただけます(本人・家族・友人・医療・援助職関係者)。 ※クローズドミーティングには、ギャンブル依存症本人のみの参加とさせていただきます。	福岡県内 22グループ	北九州地区 7箇所、福岡地区 12箇所、筑豊地区 1箇所、筑後地区 2箇所 で開催。 会場、ミーティング形式等詳細は、右記のホームページに掲載していますので、ご覧ください。 参加希望者は直接、会場までお越しください。(予約不要)	GA 日本インフォメーションセンター 〒242-0017 神奈川県大和市大和東 3-14-6 KNハウス 101 [FAX] 050-3737-8704 [メール] gajapan@rj9.so-net.ne.jp [HP]http://www.gajapan.jp/

Gam-Anon (ギャマノン)

【目的】 家族や友人のギャンブル依存症の問題について、仲間と抱えている悩み苦しみを分かち合い、自分自身の幸せについて考える。また、ギャンブル依存症という病気について知り、正しい対処の仕方を学ぶ。

【内容】 匿名の「言いつばなし、聞きつばなし」のミーティングで、抱えている悩みや苦しみを分かち合う。

対象	グループ名	ミーティング		連絡先	
		日時	会場(住所)	TEL	ホームページ
クローズド	ギャマノン 八幡西	毎週土曜日 13:00-15:00 毎月第1,3水曜日 19:00-21:00	北九州市立黒畑市民センター [住所] 北九州市八幡西区幸神 3-4-3	—	ギャマノン本部 [URL] http://www.gam-anon.jp/
オープン	ギャマノン 福岡	毎週土曜日 19:00-21:00 (第5土曜日は休みの場合あり)	大浜公民館 2F [住所] 福岡市博多区下呉服町 10-15	[TEL] 090-9475-6448 [メール] gamanon.fukuoka@gmail.com	

オープン	ギヤマン 大野城	毎週土曜日 16:00-18:00	大野城市中央コミュニティセンタ ー [住所] 大野城市中央 1-5-1	[TEL] 090-9475-6448 [メール] gmanon.ohnojo@gmail.com
オープン	ギヤマン ちくし	毎週火曜日 19:30-21:20 毎週水曜日 12:30-14:30	筑紫野市生涯学習センター3F [住所] 筑紫野市二日市南 1-9-3	[TEL] 090-9475-6448 [メール] gamanon.chikus hi@gmail.com
オープン	ギヤマン 久留米	第1・2・3・4木曜日 19:00-21:15 13:00-15:00 ※第5週がある月 はGA&ギヤマンの 合同ミーティング (19:30~)	えーるピア久留米 [住所] 久留米市諏訪野町 1830-6	[TEL] 090-4580-1516 [メール] gamanon.kurum e@gmail.com
オープン※ クローズド	ギヤマン 久留米アザ レア	毎週金曜日 13:10-14:40 ※第1週のみク ローズド。その他の週 はオープンミーテ ィング。	みんくる(久留米市市民活動サ ポートセンター) [住所] 久留米市六ツ門町 3-11 くるめ りあ六ツ門 6 階	[メール] gyamanon.kuru me.azarea@gmai l.com
オープン	ギヤマン 柳川ステッ プ	毎週火曜日 18:30-20:00	柳川市藤吉コミュニティセンター [住所] 柳川市三橋町高畑 256	[TEL] 090-2713-1684 [メール] gyamanon.yanag awastep@gmail. com
オープン	ギヤマン 筑豊	毎月第1・3金曜日 13:30-15:30	飯塚市立岩交流センター [住所] 飯塚市新立岩 8-13	[メール] gamanon.chikuh ou@gmail.com
オープン	古賀ステッ プ	毎週木曜日 19:15-20:30 (祝祭日は開催予 定)	リーパスプラザこが(古賀市生涯 学習センター) [住所] 古賀市中央 2-13-1	[メール] gamanon.koga@ gmail.com
オープン	小郡ステッ プ	毎週水曜日 19:00-20:30	小郡市生涯学習センター [住所] 小郡市大板井 1180-1	[メール] gamanon.ogori@ gmail.com

福岡無限会

【目的】 アルコール・ギャンブル・その他の依存症で悩んでいる人が回復するための仲間作りと話し合い。

【内容】 グループミーティング / テーマ・ミーティング。

対象	ミーティング		連絡先
	日時	会場(住所)	TEL
本人、家族・ 知人、関係者	毎週金曜日 19:15-20:50	中央コミュニティセンター 2F [住所] 大野城市中央 1-5-1	[TEL] 080-2787-1835

北九州無限会

【目的】 依存症(アディクション)からの回復と成長。

【内容】 テーマミーティングでの経験と希望の分かち合い。

対象	活動内容	連絡先
依存症者(全て)と 家族・知人・医療行 政、関係者	毎週火曜日 19:00-20:50 黒畑市民センター [住所] 北九州市八幡西区幸神 3-4-3	〒806-0055 北九州市八幡西区幸神 3-6-4 208 号 [TEL] 093-645-5933

AR.BRIDGE (略称エーアールビー)

【目的】 依存症という同じ病に苦しむ者どうし励まし合い、支え合いながら各々回復を目指していく。

・週一度ミーティングを開催し集い、互いに近況報告、情報交換また回復への取り組み等について意見交換

【内容】 などを行う。

・年に6回程度、互いの親睦会としてレクリエーション行事を開催。

対象	活動内容		連絡先
	日時	会場(住所)	
アルコール・ギャン ブル・薬物などの 依存症で苦しんで いる本人・家族・友 人等関係者	毎週木曜日 19:00-20:45	若松生涯学習センター (北九州市若松区本町 3- 13-1)	[TEL] 080-3228-2692 [メール] arb2016@zb.wakwak.com [HP] http://www.arb2016.com/

一般社団法人 ASK(アスク) ふくおか

【目的】 アルコール・薬物・ギャンブル・ネットなど、依存症関連問題の予防活動

【内容】 講演会や相談支援(無料)、啓発活動

対象	活動内容	連絡先
	日時	
本人、家族、及び支 援に関心のある方	電話無料相談 毎週月-金 9:00- 17:00	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 6-27 1F [TEL/FAX] 070-5531-8211 [HP] https://fukuoka.ask.or.jp/

(4) 依存症専門医療機関一覧

依存症専門医療機関（令和5年3月現在）

名 称	所 在 地	電話番号
①門司松ヶ江病院	北九州市門司区大字畑355	093-481-1281
②八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中3-12 -12	093-691-3344
③雁の巣病院	福岡市東区雁の巣1-26-1	092-606-2861
④うえむらメンタル サポート診療所	福岡市博多区綱場町5-1 初瀬屋福岡ビル6F	092-260-3757
⑤倉光病院	福岡市西区大字飯盛664-1	092-811-1821
⑥三池病院	大牟田市大字三池855	0944-53-4852
⑦堀川病院	久留米市西町510	0942-38-1200
⑧のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730	0942-22-5311
⑨一本松すずかけ病院	田川市大字夏吉142	0947-44-2150
⑩行橋記念病院	行橋市北泉3-11-1	0930-25-2000
⑪おおりん病院	大野城市中央1-13-8	092-581-1445
⑫回生病院	宗像市朝町200-1	0940-33-3554
⑬県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条3-8-1	092-922-3137
⑭聖ルチア病院	久留米市津福本町1012	0942-33-1581
⑮のぞえの丘病院	久留米市上津町2543-1	0942-22-3980

【参考資料】

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存

に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャン

ブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画）

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

（教育の振興等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）

とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人

(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議

平成三十年七月五日
参議院内閣委員会

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。

八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。

九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。

十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。

十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。



福岡県

福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和5年3月発行
福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
電話 092-643-3265

福岡県行政資料	
<u>分類記号</u>	<u>所属コード</u>
GA	4400200
<u>登録年度</u>	<u>登録番号</u>
5(令和)	0003